

## 付編 東海地震関連情報に伴う対策

# 第1章 計画の目的等

## 第1節 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

## 第2節 府域での予想震度

府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度が予想されていることから、被害が発生するおそれがある。

## 第3節 基本方針

- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画第2編災害予防対策、第3編地震災害応急対策で対処する。

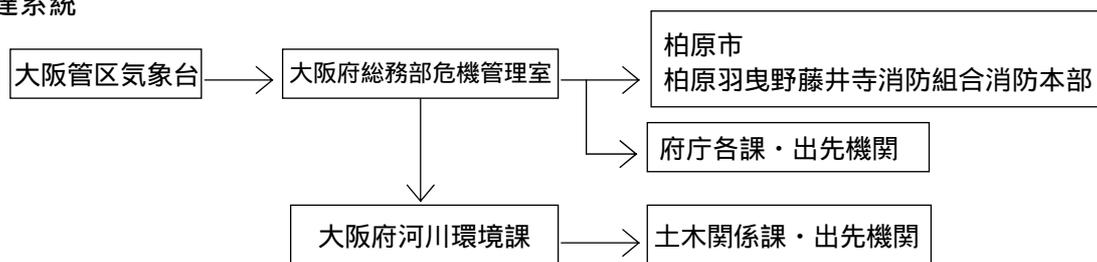
## 第2章 応急対策活動

### 第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応

市においては、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

#### 第1 東海地震注意情報の伝達

##### 1 伝達系統



##### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

#### 第2 警戒態勢の準備

- 1 市は、東海地震注意情報が発表された段階では平常時勤務体制で対応するが、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- 2 地震発生時に大きな被害が予想される東海地方等への応援の準備を検討する。
- 3 府からの伝達のほか、テレビ・ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。
- 4 消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。
- 5 国、府に準じて住民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。
  - (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
  - (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
  - (3) 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
  - (4) 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
  - (5) 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

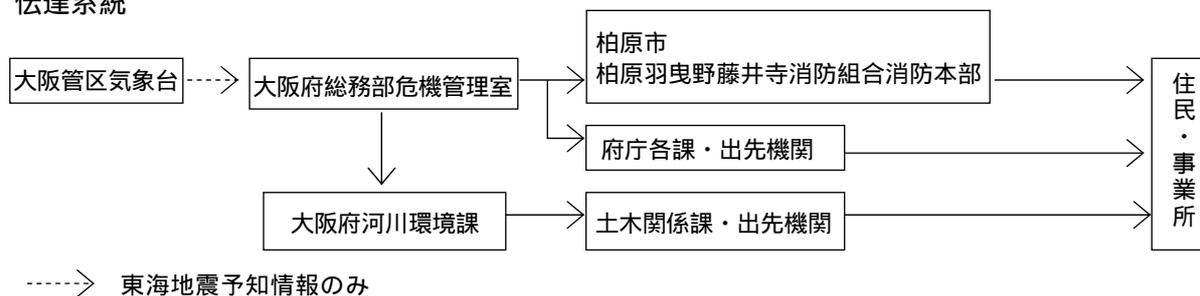
## 第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために、講じるべき事前の対策を進める。

### 第1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報の発表があった場合や警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、市民・事業所に伝達する。この場合の伝達事項は次のとおりである。

#### 1 伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 警戒宣言
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

## 第2 警戒態勢

### 1 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、警戒部を設置し、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について住民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

### 2 活動内容

#### (1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

#### (2) 出動の準備

- ア 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。

イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部の措置

各部は、地震発生に備えて次の措置を講じる。

ア 出張事務等のできる限りの抑制

イ 各所管施設の火気使用の制限、危険物品等の整理、市の所有する車両の使用の抑制

ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検

エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検

オ 地震被害発生時に備え、職員の参集、応急対策実施に対する体制の整備

カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）

キ 要援護高齢者、障害者、独居老人などの状況把握

3 消防・水防

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

(1) 東海地震予知情報等の収集と伝達

(2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

(3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

(4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

柏原警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

(1) 交通規制、交通整理

(2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもと、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

7 危険箇所対策

(1) 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

(2)原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、柏原警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

## 8 社会秩序の維持

### (1)警備活動

柏原警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

### (2)生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

## 9 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館、中高層ビル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

## 第3節 市民・事業所等に対する広報

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

### 1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 身の安全確保の方法
- (3) 出火防止措置
- (4) 初期消火措置
- (5) 避難時の注意
- (6) 家庭や事業所における危険の防止
  - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
  - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- (7) 社会的混乱防止の注意
  - ア 自動車使用の自粛
  - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
  - ウ 不要な買いだめの自粛
  - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (8) 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
  - ア 地域ぐるみでの応急救護の体制づくり
  - イ 地区内での要介護者等に対する対処
- (9) 非常用持出し品の用意
- (10) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれがあり、その場合に生じる危険について

### 2 広報の方法

- (1) 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- (2) 自治会への協力要請
- (3) 自治会掲示板への広報資料の掲示
- (4) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。